

その夢の、一歩先へ
Open the Future with You



第65期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月25日(水曜日)

午前10時 ※受付開始は、午前9時を予定しております。

開催場所

東京都千代田区麹町5丁目2番地1

当社本社3階大会議室

株式会社オリエントコーポレーション

証券コード：8585



オリコは創業70周年

株主の皆さまのご支援に
心より感謝申し上げます

株主の皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

当社第65期定時株主総会を2025年6月25日(水曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び第65期の事業の概要につきご説明申しあげますので、ご覧くださいますようお願い申しあげます。

2025年5月

代表取締役社長

梅宮 真

目次

第65期定時株主総会招集ご通知	11
議決権行使のご案内	13
インターネットによるライブ配信のご案内	15
株主総会参考書類	19
第1号議案 剰余金処分の件	19
第2号議案 定款一部変更の件	20
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件	21
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	30
事業報告	36
連結計算書類	54
計算書類	56
監査報告	58

パーパス

その夢の、一步先へ

Open the Future with You

バリュー

正しさを求める 信頼を育む
未来を想う 挑戦を楽しむ

我々の想い

わたしたちはこれまでも、
時代のニーズに合わせた安心・安全・便利な
金融サービスを提供してきました。

これからめざすのは、
社会や市場環境が目まぐるしく変化する不確実な時代においても、
お客さま一人ひとりのいまと未来に親身に寄り添い、
真摯に向き合い、時には熱意を持ってリードする、
そうした信頼されるパートナーであり続けること。

そのためにわたしたちは、
お客さまや社会の未来を想像し、
そこから新たな価値を創造することに挑み続けます。

その夢の、一步先へ。あなたとともに。

前中期経営計画の総括

経営目標

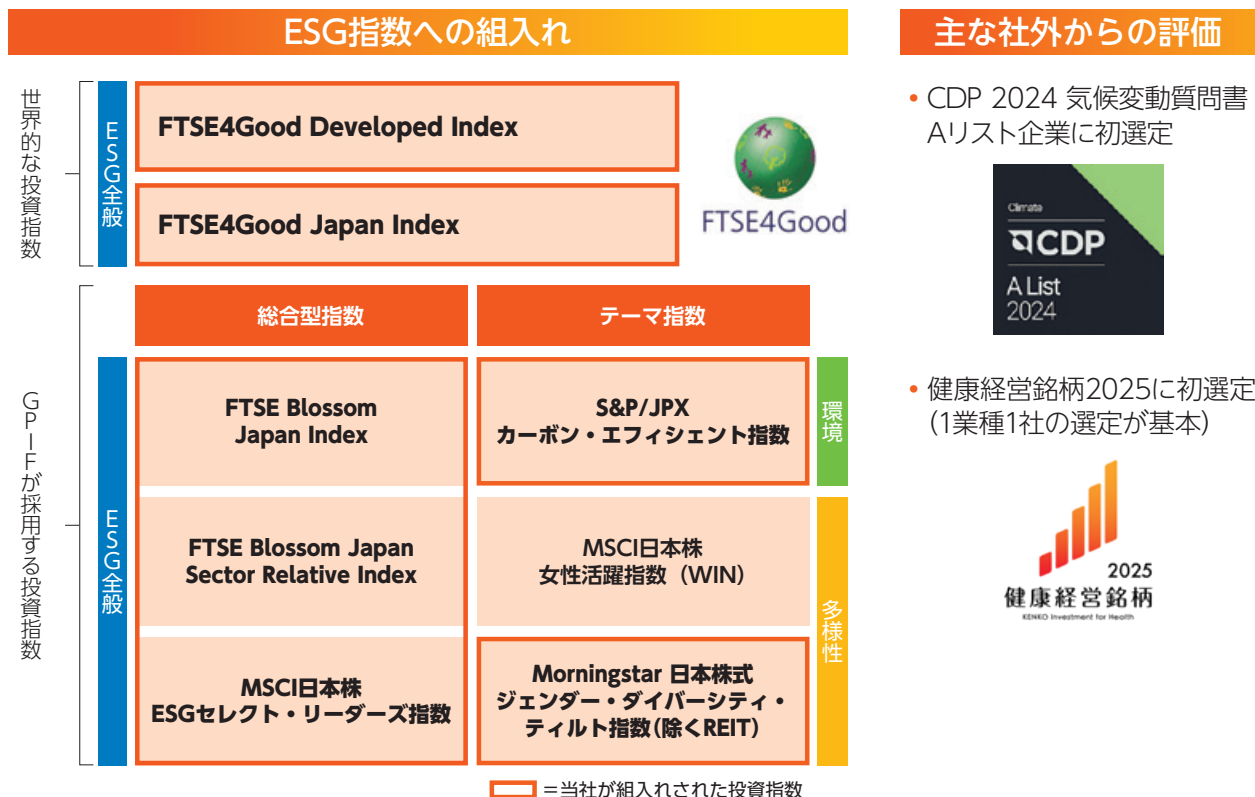
	23年3月期	24年3月期	25年3月期	前中計最終年度 目標	
経常利益	230	161	123	400億円以上	✓ 海外事業における貸倒関係費の増大や、事業構造改革の遅れによる収益力低下 ✓ 金利上昇も逆風に
ROE	8.6	5.4	5.8	10%以上	✓ 当期純利益の減少を主因に目標未達
営業収益一般経費率	63.3	61.8	62.9	60%未満	✓ 経費抑制に成果も、営業収益の下振れを主因に目標未達

事業戦略、経営基盤、財務規律・資本政策

事業戦略	■ 事業ポートフォリオの再構築 - 事業構造の“見える化”は進展するも、個品割賦事業より着手した事業構造改革の本格的な果実の刈り取りは次年度以降に持ち越し ■ 「グリーン」「デジタル」「オープンイノベーション」を切り口とした新たな取組 デジタルカード、デジタル分割払いに加え、アキカツローンやOBS (Orico Business payment for SME)など、<u>社会課題解決にも繋がる新商品・サービスをリリース</u> ■ みずほ連携に加え、独自の経済圏を有する大手事業者等との提携・協業 - 独自の経済圏を有する大手事業者 (イオンフィナンシャルサービス、楽天等) との提携が進展 - 今後、<u>これらの巨大経済圏を梃子とした事業基盤拡充が可能に</u> ■ 従来型の信販モデルからの発展的脱却 - マーケットイン型営業の進捗はみられるも、株式会社オリコプロダクトファイナンスとのシナジーを含めた個品割賦の在り方など全般的には道半ば
経営基盤 財務規律 資本政策	■ 経営基盤の強化 2022年6月、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会における独立社外取締役の比率も3分の1以上に引き上げ。ガバナンス体制が一層充実化 新たな理念を策定。新人事制度への移行、ジョブポスティング導入など継続的成長に向けた人財戦略に着手 ■ 財務規律は外部格付の格上により資金調達基盤が安定 JCR、R&Iの外部格付は「A+」まで上昇 - 新たな資本政策や財務規律の策定など基盤の強化は進展

サステナビリティへの取組

事業を通じた社会価値創出をめざして取り組んだ結果、以下のとおり外部評価を受けております。



○マテリアリティ(重要課題)に紐づくKPIについて

当社はサステナビリティを上位概念とし、10年後のめざす社会・めざす姿の実現に向けて重要課題(マテリアリティ)を特定し、KPIを設定しました。これらのKPIは財務目標と並ぶ非財務の経営目標として位置付けられ、経営のコミットメントとして対外的に公表されています。

オリコがめざすサステナビリティやマテリアリティ、具体的な取組・KPIについてはWebサイトをご覧ください。
<https://www.orico.co.jp/company/sustainability/materiality/>



2025年4月からスタートした新中期経営計画について

新中期経営計画における当社を取り巻く経営環境は、少子高齢化、金利ある世界への回帰、デジタル化・キャッシュレス化の進展、「所有」から「利用」への流れの加速、生成AIを中心としたテクノロジーの急速な進展など、大きな転換点を迎えております。

これらを踏まえ、当社の強みであるこれまで紡いできた英知と信頼の証である審査・回収などの与信の力とAIなどのテクノロジーをかけあわせ、様々なお客さまに安全・安心・便利な金融サービスを提供することで、社会課題や金融ニーズに応え、新たな金融シーンを創出していく10年後のめざす姿を再定義いたしました。

あわせて、めざす社会・めざす姿を実現するため、優先的に取り組むべき重要課題として新たな4つの成長牽引マテリアリティを定めました。

環境想定(機会)

個人決済ニーズの広がり

- 物価高→高まる分割払いニーズ
- キャッシュレス化の進展 など

中小企業における課題への対応

- 手形・小切手の電子化によるキャッシュレス決済への移行 など

循環型経済への対応

- 所有から利用への流れ など

当社の強み

知的資本：与信・回収・オペレーション

- 迅速な審査が可能なAI与信審査モデルを搭載したサービス
- 回収におけるカウンセリング・債権管理ノウハウ
- 大量かつ正確な事務処理力(自動化対応)

社会関係資本：事業戦略をスケールする当社ネットワーク経済圏



オリコグループ

加盟店

提携金融機関

協業先

(協業検討先)



取引先・加盟店

ーめざす社会ー誰もが豊かな人生を実現できる持続可能な社会

ーめざす姿ー「与信Xテクノロジー」で新たな金融シーンを創り出す先進企業

重要課題 (マテリアリティ)

成長牽引

個人や中小企業にとって
安全・安心・便利な
「キャッシュレス社会」
実現への貢献

お客さま一人ひとりの
ニーズを捉えた
新たな顧客体験価値の
創造

地域経済活性化
への貢献

循環型社会・脱炭素化
実現への貢献

価値創造プロセス

新中期経営計画においては、足元の課題を踏まえつつ、最終年度の到達点を「オリコならではの金融モデルの確立」、すなわち「重要課題（マテリアリティ）解決を起点に、オリコの代名詞となる事業領域の確立」といたしました。



中期経営計画の戦略骨子

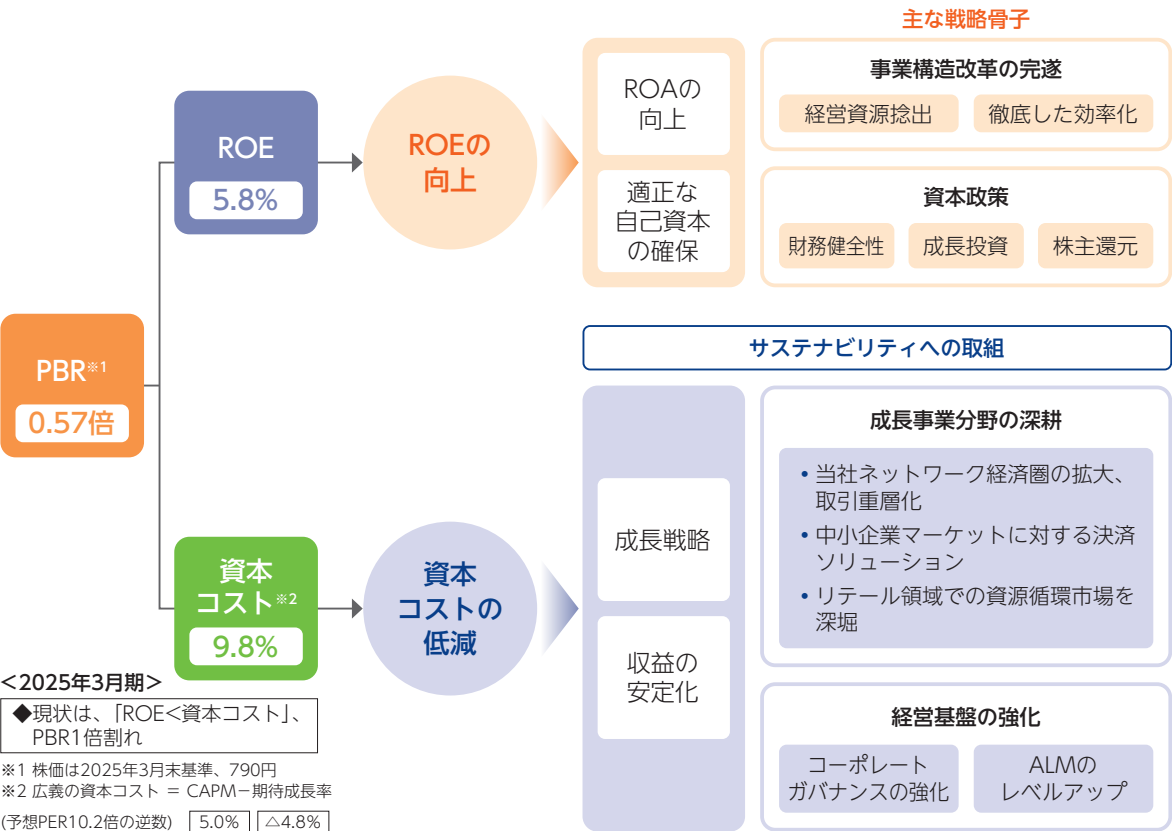
新中期経営計画の期間は5年間とし、前半3年間で、早期に事業構造改革を完遂し、捻出された経営資源を成長領域に振り向け、分割払い・企業間決済・個人向けリース等、前中期経営計画の成果を活かして、競争優位性のある事業の基盤を固めたうえで、後半2年間では、市場シェアの拡大・収益獲得を加速化いたします。この実現に向けて、4つの事業戦略、4つの経営基盤戦略と経営目標を策定いたしました。



PBR1倍超に向けた取組

経営の最重要課題として、規律ある財務運営と成長戦略の推進、収益ボラティリティ提言の取組等を進め、ROE向上と資本コストの低減を図っていくことにより、新中期経営計画の期間中、早期にPBR1倍超の実現をめざしてまいります。

経営目標の達成により、PBR1倍超をめざす		
経営目標	2028年3月期	2030年3月期
経常利益	250億円超	500億円超
ROE	7.5%以上	12%以上
営業収益一般経費率	60%未満	50%台前半



PBRの向上

オリエン트コーポレーションの株主総会の流れ

電子提供開始後～2025年6月24日（火）午後5時30分まで

株主総会開催前

1 開示書類を見る

当社ウェブサイトにて招集ご通知の主要なコンテンツをご覧ください。

<https://www.orico.co.jp/company/ir/stock/meeting/>



2 事前質問する

▶ P.17

本招集ご通知到着後～

2025年6月24日（火曜日）
午後5時30分まで

受付期間

スマートSRサイトにてご質問を受け付けております。
主なご質問については後日、当社ウェブサイトにてご回答いたします。

3 事前に議決権を行使する

▶ P.13

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時30分まで



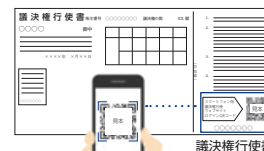
スマート
フォン



パソコン



郵 送



スマートフォン

非接触型でかつお手軽にご利用いただける
スマートフォンでの議決権行使を推奨します。

2025年6月25日（水）午前10時～

株主総会当日



当日ご来場される方 ▶P.12

場 所

当社本社 3 階大会議室
東京都千代田区麹町 5 丁目 2 番地 1

受付開始

午前9時から



ライブ配信をご利用の方 ▶P.15

配信日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時から株主総会終了時まで

ライブ配信サイトログイン方法



スマホ

議決権行使書に記載
のQRコードからア
クセスしてください。



パソコン

当社ウェブサイト又は以下URLにアクセス
し、議決権行使コードとパスワードをご入
力ください。

URL : <https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>

株主さま
限定

株主さま限定

ID、パス不要

総会開始時刻（午前10時）までそのままお待ちください。

株主総会終了後



郵送の決議通知の
結果を確認する



事前質問の
回答を見る

株主総会の模様をみる
（事後配信動画）



Webでご覧いただけます。

[https://www.orico.co.jp/
company/ir/stock/meeting/](https://www.orico.co.jp/company/ir/stock/meeting/)



株主各位

(証券コード 8585)
(発送日) 2025年 6 月 5 日
(電子提供措置の開始日) 2025年 5 月27日

東京都千代田区麹町5丁目2番地1

株式会社オリエン트コーポレーション

代表取締役社長 梅宮 真

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.orico.co.jp/company/ir/stock/meeting/>
(上記ウェブサイトへアクセスいただき、2025年3月期を順に選択いただき、
ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「オリエン트コーポレーション」又は「コード」に当社証券コード「8585」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)



ご来場されない株主さまもインターネットによるライブ配信でご視聴いただけます。視聴方法等の詳細は15頁をご参照ください。

なお、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいますと、次のいずれかの方法により株主総会直前の営業時間終了時である2025年6月24日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具



インターネットによる議決権行使の場合

後記の「議決権行使のご案内」(13頁から14頁)をご参照のうえ、前記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。



書面による議決権行使の場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

記

1. 日 時 **2025年6月25日(水曜日)午前10時** (受付開始は、午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都千代田区麹町5丁目2番地1
当社本社3階大会議室(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項 **報告事項**
 1. 第65期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類の内容報告の件**決議事項**

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
第4号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - (1) 議決権行使書に賛否の表示がない場合は、賛成の議決権行使があったものとみなします。
 - (2) 議決権行使書面と電磁的方法による方法と重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしたします。
 - (3) 電磁的方法により、複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。
 - (4) 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書面とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主さま1名に限ることとさせていただきます。
 - (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会開催日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社にご通知ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
事業報告の「財産及び損益の状況の推移」「従業員の状況」「主要な借入先」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、11頁に記載の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項をお知らせいたします。



株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がありますが、インターネット又は書面によって議決権を行使いただくことをご検討ください。



本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙に各議案の賛否を
ご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

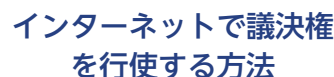
2025年6月24日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時



次頁の案内に従って、議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 ○○○ 個 御中 ××××年 ×月××日 _____ _____ _____ _____ _____ _____	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 12.5%; height: 40px;"></td> <td style="width: 12.5%; height: 40px;"></td> <td style="width: 12.5%; height: 40px;"></td> <td style="width: 12.5%; height: 40px;"></td> <td style="width: 12.5%; height: 40px;"></td> <td style="width: 12.5%; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>													1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____ 5. _____ 6. _____ 7. _____ 8. _____ 9. _____ 10. _____

○○○○○○○

(切取線)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

○○○○○○○

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号・第2号・第4号議案

- 賛成の場合 ≫ **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 ≫ **「否」** の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

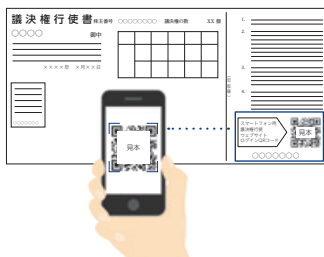
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

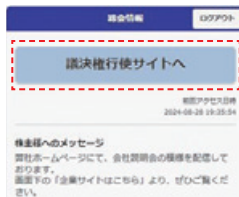
- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 「スマートSR」画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンをタップします。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※通信環境の影響等により接続しづらい場合は、時間を置いて再度アクセスしてください。



←「議決権行使サイトへ」
をタップ

「スマート行使」での議決権行使は **1 回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



←「次へすすむ」をクリック

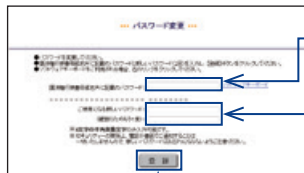
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



←「議決権行使コード」
を入力

←「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



←「初期パスワード」
を入力

←実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

←「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン等操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによるライブ配信のご案内

第65期定時株主総会の映像と音声を、株主の皆さまに限定し、インターネットを通じてライブ配信いたします。事前のお申込みの必要なく、ご自宅等からご覧いただくことができますので、是非ご活用ください。

なお、ご視聴される株主さまは、本総会当日の決議にご参加いただくことはできません。事前に議決権をご行使のうえ、ご視聴ください。

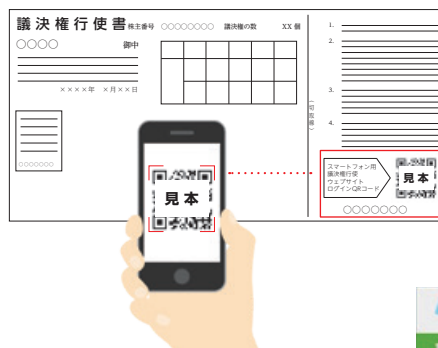
配信日時

2025年6月25日(水曜日) 午前10時から

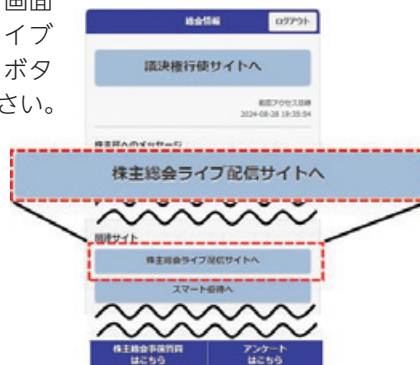
視聴方法

1. スマートフォン・タブレット端末等で視聴する場合

①議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ります。



②「スマートSR」画面の「株主総会ライブ配信サイトへ」ボタンをタップください。



③「株主総会ライブ配信サイト」に遷移します。以降は画面の案内に従ってご視聴ください。

第65期事業の経過及び成果の動画につきましては、下記ウェブサイトにおいて2025年6月23日までに掲載する予定です。

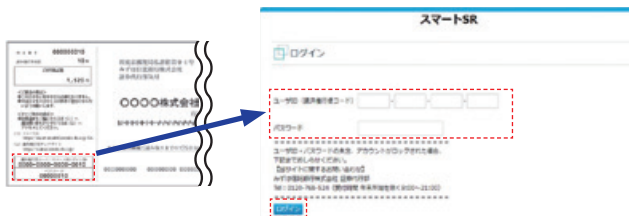
<https://www.orico.co.jp/company/ir/stock/meeting/>

2. PC等で視聴する場合

- ①以下のURLより議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力の上、「スマートSR」へログインしてください。

「スマートSR」 URL

<https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>



- ②「スマートSR」画面の「株主総会ライブ配信サイトへ」ボタンをクリックしてください。

以降は画面の案内に従ってご視聴ください。



ご留意事項

- (1) インターネットの手段を用いた株主総会への参加は、法的には株主総会へ「出席」したものとして取り扱われない点、ご承知おきください。
- (2) ご使用のパソコン、スマートフォンのシステムや通信環境等によっては、ライブ配信の画像や音声が入乱れる等、視聴できない等の不具合が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ご覧いただく場合の通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- (4) ライブ配信にご参加の株主さまは、株主総会当日、議場での採決に参加して議決権行使を行うことはできませんので、事前に行使いただきますようお願い申し上げます。
- (5) 株主総会当日、総会会場にご来場いただいた株主さまの容姿はライブ配信しないよう配慮いたしますが、やむを得ず映りこむ場合もございます。あらかじめご了承ください。
- (6) ライブ配信映像や音声等をSNS等で公開する行為は固くお断りいたします。
- (7) 万一、何らかの事情によりライブ配信を行わない場合は、当社ウェブサイト (<https://www.orico.co.jp/company/ir/stock/meeting/>) にてお知らせいたします。

事前質問の受付

本総会に先立ち、株主の皆さまから、インターネットより事前にご質問を受け付けます。17頁の専用サイトにログイン後、画面の案内に従って操作することでご質問をご入力いただけます。

受付期間：本招集ご通知到着後～2025年6月24日(火) 午後5時30分まで

【事前質問に関するご留意事項】

- いただいたご質問は、後日当社ウェブサイトに掲載する予定です。なお、すべてのご質問に対して回答するものではありません。

ライブ配信に関するお問い合わせ先

ご不明の点は、みずほ信託銀行株式会社 証券代行部までお問い合わせください。

フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00～17:00)

事前質問受付についてのご案内

株主の皆さまから、本株主総会の目的事項に関するご質問を「スマートSR」サイトにてお受けします。

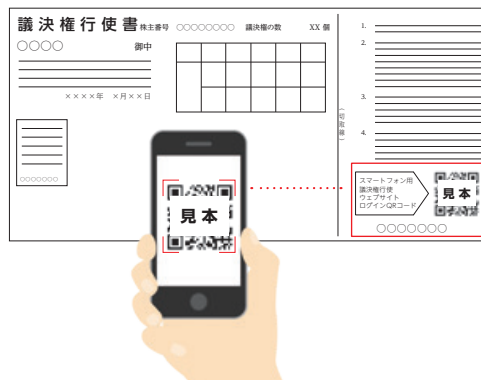
株主さまのご関心が特に高いと思われるご質問については、株主総会にて「事前質問に対するご回答」として回答させていただく予定です。

<受付期間> 本招集ご通知到着後～2025年6月24日(火曜日)午後5時30分まで

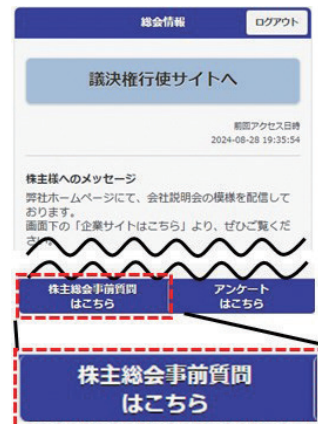
<受付方法>

1. スマートフォン・タブレット端末等で入力する場合

- ①議決権行使書用紙
右下に記載のQR
コードを読み取り
ます。



- ②「スマートSR」画面の「株主総会事前質問はこちら」ボタンをタップください。



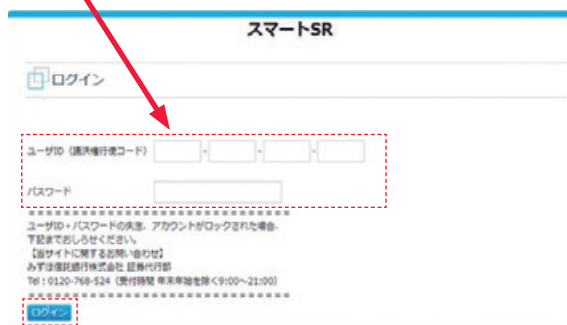
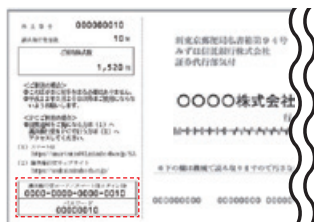
- ③「事前質問」画面に遷移します。
以降は画面の案内に従ってご入力
ください。

2. PC等で入力する場合

- ①以下のURLより議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力のうえ、「スマートSR」へログインしてください。

「スマートSR」 URL

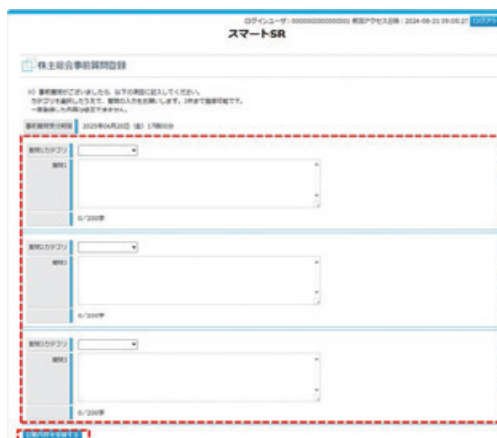
<https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>



- ②「スマートSR」画面の「株主総会事前質問」ボタンをクリックしてください。



- ③「事前質問」画面に遷移します。
以降は画面の案内に従ってご入力ください。



<ご留意事項>

- ・ご質問は、本株主総会の目的事項に関する内容に限らせていただきます。
- ・ご質問は株主さまお一人につき3問まで、1問あたり200字以内でお願いいたします。
- ・すべてのご質問に対して回答をお約束するものではありません。また、個別の回答はいたしかねますのであらかじめご了承ください。
- ・ご利用いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社における株主還元方針は、安定的かつ継続的な株主還元を基本とし、連結配当性向30%を目処に配当を実施することとしております。

この方針に基づき、当社を取巻く環境や業績の動向等を勘案し、当期末の普通株式の配当金を以下のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類：金銭といたします。

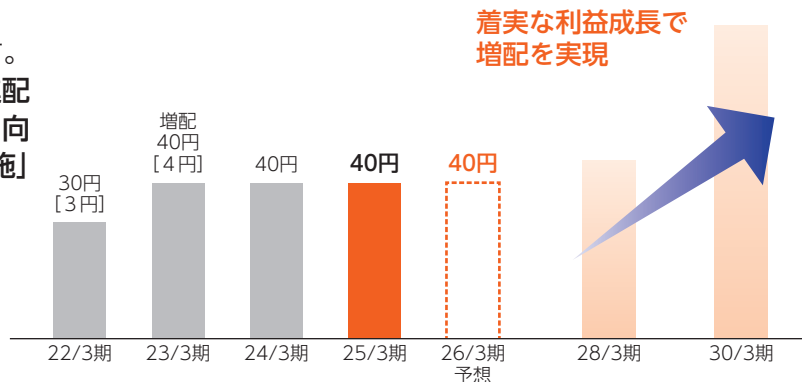
2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額：
当社普通株式1株につき 金40円 総額 6,874,451,960円

3 剰余金の配当が効力を生じる日：2025年6月26日(木曜日)

(ご参考)

新中期経営計画「株主還元方針」

配当を基本に実施いたします。
配当政策については、「累進配当を基本とし、連結配当性向30%から40%を目安に実施」することといたします。



※2022年10月1日に10株を1株とする株式併合を実施しており、株式併合の影響を遡及した金額を記載しております。なお、株式併合を考慮しない金額を [] 内に記載しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をめざすべく、コーポレートガバナンスの強化を進めております。その一環として、取締役会の監督機能と執行機能の分離を明確にし、監督機能を強化していくため、取締役会の議長について、執行統括である取締役社長以外の取締役を選任することができるよう、定款の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線_____は、変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u>に事故があるとき又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会にてあらかじめ定められた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>前項に従い定められた取締役に</u>事故があるとき又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案にて同じ。)全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

2024年6月25日開催の第64期定時株主総会において、取締役は9名選任されており、本議案が承認可決されますと、取締役は2名減員の7名となりますが、多様な知識や経験を持つ人材にて構成し、多様性と適正規模の両立を図った体制とすることを目的とするものです。

本議案につきましては、監査等委員会において、監査等委員である社外取締役1名が参加する指名・報酬委員会の審議の内容を踏まえ検討した結果、候補者選定の手続きに特段の問題はなく、会社法の規定に基づき株主総会において陳述すべき特段の事項はないとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

 : 男性  : 女性

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	いいもりてつお 飯盛徹夫	 代表取締役会長(兼)会長執行役員
2	うめみやまこと 梅宮真	 代表取締役社長(兼)社長執行役員
3	まつおかひでゆき 松岡英行 新任	 専務執行役員 人事・総務グループ長 (兼)業務統括部担当 (兼)企画グループカルチャー変革担当
4	ばばかずあき 馬場一晃 新任	 常務執行役員 財務・経理グループ長
5	にしのかずみ 西野和美 社外 独立	 取締役
6	ほんじょうしげあき 本庄滋明 社外 独立	 取締役
7	ひらやまけいこ 平山景子 新任 社外 独立	

候補者番号

1

い い も り て つ お
飯盛 徹夫

(1960年9月12日生)



所有する当社の株式の数

普通株式 **26,381** 株

取締役在任年数

5 年

当期における取締役会への出席状況

15 / 15回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月	現、株式会社みずほ銀行入行	2013年 4 月	株式会社みずほ銀行常務執行役員
2009年 4 月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 経営企画部長	2013年 4 月	株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員
2011年 4 月	同社執行役員	2014年 4 月	株式会社みずほ銀行営業店業務部門長 (兼)証券・信託連携推進部担当役員
2011年 6 月	株式会社みずほ銀行執行役員	2016年 4 月	同行リテール・事業法人部門共同部門長
2011年 6 月	同行経営企画部長	2016年 4 月	株式会社みずほフィナンシャルグループ リテール・事業法人カンパニー特定業務担当役員
2012年 4 月	株式会社みずほコーポレート銀行執行役員	2017年 4 月	みずほ信託銀行株式会社取締役社長 (代表取締役)
2012年 4 月	同行経営企画部長	2020年 4 月	当社社長執行役員
2013年 4 月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員	2020年 6 月	当社代表取締役社長 (兼) 社長執行役員
2013年 4 月	同社リテールバンキングユニット長	2025年 4 月	当社代表取締役会長 (兼) 会長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

飯盛徹夫氏は、2020年に当社代表取締役社長 (兼) 社長執行役員に就任後、その役位を5年務め、代表取締役会長 (兼) 会長執行役員として、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行っております。

当社経営トップとしての豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、取締役会の決定を経て、取締役会長として、取締役会議長に就任する予定であります。

候補者番号

2

うめみや まこと
梅宮 真
(1964年12月23日生)



所有する当社の株式の数

普通株式

949株

取締役在任年数

1年

当期における取締役会への出席状況

12/12回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月 現、株式会社みずほ銀行入行	2022年 4 月 株式会社みずほ銀行副頭取執行役員
2015年 4 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役員	2022年 4 月 同行デジタルイノベーション担当 (兼)財務・主計グループ長
2015年 4 月 株式会社みずほ銀行執行役員	2023年 4 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役 (兼)執行役副社長(代表執行役)グループCDO
2017年 4 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役常務	2023年 4 月 株式会社みずほ銀行副頭取執行役員CDO
2017年 4 月 同社財務・主計グループ長	2023年 4 月 みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員CDO
2017年 4 月 株式会社みずほ銀行常務取締役	2024年 4 月 当社副社長執行役員
2017年 4 月 同行財務・主計グループ長	2024年 4 月 当社企画グループ管掌(兼)財務・経理グループ管掌
2020年 4 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役 (兼)執行役専務	2024年 6 月 当社取締役副社長(兼)副社長執行役員
2020年 4 月 株式会社みずほ銀行副頭取執行役員	2024年11月 当社代表取締役副社長(兼)副社長執行役員
2020年 4 月 みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員	2025年 4 月 当社代表取締役社長(兼)社長執行役員(現任)
2022年 4 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役 (兼)執行役副社長(代表執行役)	
2022年 4 月 同社デジタルイノベーション担当 (兼)財務・主計グループ長	

取締役候補者とした理由

梅宮真氏は、2024年4月に当社副社長執行役員に就任し、経営における重要な意思決定及び執行に携わってきました。また、2025年4月に代表取締役社長(兼)社長執行役員へ就任して以降も、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行うとともに、業務執行全般を指揮しております。

当社経営トップとしての豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

まつおか ひでゆき

松岡 英行

(1967年12月11日生)

新任



所有する当社の株式の数

普通株式 15,857株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4 月 当社入社	2021年 1 月 当社企画グループ副担当 (兼) 企画グループ経営企画部長
2018年 6 月 当社執行役員	
2019年 4 月 当社企画グループ経営企画部長	2022年 6 月 当社人事・総務グループ長
2020年 6 月 当社常務執行役員	2025年 4 月 当社専務執行役員(現任)
2020年 6 月 当社企画グループ副担当 (兼) 企画グループ経営企画部長	2025年 4 月 当社人事・総務グループ長 (兼) 業務統括部担当 (兼) 企画グループカルチャー変革担当(現任)
2020年 8 月 当社企画グループ副担当 (兼) 企画グループ経営企画部長 (兼) 企画グループ経営企画部戦略企画室長	

取締役候補者とした理由

松岡英行氏は、当社入社以来、個品割賦及びカード・融資等の事業部門や経営企画部門等の多様な業務に従事し、現在は専務執行役員として人事・総務部門を統括しております。

当社業務執行責任者として幅広い部門での豊富な知識・経験に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会への適切な意思決定及び経営監督実現への貢献ができると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

ば ば か ず あ き
馬場 一晃

(1967年8月6日生)

新任



所有する当社の株式の数

普通株式 **12,109**株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4 月 当社入社	2022年 4 月 当社コンプライアンスグループ長
2018年 6 月 当社執行役員	2023年 4 月 当社ビジネスプロモーション部門長
2018年10月 当社海外事業グループ海外事業部長	2023年10月 当社ビジネスプロモーション部門長 (兼)ビジネスプロモーション部門ビジネス プロモーション企画部長
2019年 4 月 当社海外事業グループ担当 (兼)企画グループ経営企画部事業開発室長	2024年 4 月 当社ビジネスプロモーション部門長
2020年 8 月 当社財務・経理グループ副担当 (兼)財務・経理グループ財務部長 (兼)財務・経理グループ財務部ALM室長	2025年 4 月 当社財務・経理グループ長(現任)
2022年 4 月 当社常務執行役員(現任)	

取締役候補者とした理由

馬場一晃氏は、当社入社以来、財務、経営企画、海外事業等の多様な業務に従事し、現在は常務執行役員として財務・経理部門を統括しております。当社業務執行責任者として幅広い部門での豊富な知識・経験に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献ができると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	5	にしのかずみ 西野 和美 (1968年6月9日生)	社外	独立		
所有する当社の株式の数	普通株式 2,690株	取締役在任年数	6年	当期における取締役会への出席状況		14/15回(93%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月 現、富士フィルム株式会社入社	2019年 6月 当社取締役(現任)
2001年 4月 一橋大学大学院商学研究科 助手(特別研究生)	2019年 6月 古河機械金属株式会社社外取締役(現任)
2002年 4月 東京理科大学経営学部経営学科 専任講師	2019年12月 株式会社ミルテル社外取締役
2004年 4月 同大学経営学部経営学科 専任講師 (兼)同大学大学院総合科学技術経営研究科 総合科学技術経営専攻 専任講師	2020年 9月 一橋大学大学院経営管理研究科 准教授
2006年 4月 同大学大学院総合科学技術経営研究科 総合科学技術経営専攻(現、経営学研究科技術経営専攻)准教授	2022年 4月 同大学大学院経営管理研究科 教授
2017年 4月 一橋大学大学院商学研究科 准教授	2022年 6月 株式会社牧野フライス製作所社外取締役
2018年 4月 同大学大学院経営管理研究科 准教授 (兼)同大学保健センターセンター長 (兼)同大学学生支援センターキャリア支援室 室長	2024年 6月 独立行政法人中小企業基盤整備機構監事(現任)
2019年 4月 同大学大学院経営管理研究科 准教授 (兼)同大学役員補佐(学生担当)	2024年 9月 一橋大学副学長、経営管理研究科 教授(現任)

(重要な兼職の状況)
 一橋大学副学長、経営管理研究科教授
 古河機械金属株式会社社外取締役
 独立行政法人中小企業基盤整備機構監事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西野和美氏は、一橋大学副学長、経営管理研究科教授として経営戦略論、技術経営論を中心とした経営学の教育、研究に従事されております。特に新事業創出やイノベーションなどの分野に関し、豊富な事例分析に基づく数多くの調査研究を重ねてこられました。実践的な研究に基づく企業経営に関する高い見識を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、独立、公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

西野和美氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしております。なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏が選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

候補者番号	6	ほんじょう しげあき 本庄 滋明 (1955年2月13日生)	社外	独立			
所有する当社の株式の数	普通株式	300株	取締役在任年数	3年		当期における取締役会への出席状況	15/15回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 富士通株式会社入社	2006年 6月 同社常務理事(兼)産業・流通ソリューション ビジネスグループ副グループ長 (兼)ソリューション担当 (兼)産業・流通ソリューション本部長
1999年10月 同社システム本部インターネットソリューション 推進室担当部長	2008年 6月 同社顧問
2000年 4月 同社システム本部コンサルティング事業部 コンサルティング部長	2008年 6月 株式会社富士通ビジネスシステム常務取締役
2003年 4月 同社コンサルティング事業本部プロジェクト統括部長 (産業担当)(兼)ソフトウェア事業本部プロジェクト AーXML プロジェクト員	2009年 6月 株式会社富士通総研常務取締役
2004年 6月 同社コンサルティング事業本部副本部長	2010年 6月 同社取締役(兼)執行役員専務
2005年 6月 同社産業・流通ソリューション本部長	2012年 6月 同社代表取締役社長
	2018年 4月 同社常任顧問
	2019年 3月 同社常任顧問退任
	2022年 6月 当社取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

本庄滋明氏は、富士通株式会社において、システム開発に関するコンサルティング事業に従事され、その後グループ会社の社長として企業経営に携わってこられました。

大手システム開発ベンダーの業務執行責任者としての豊富な経験に基づく経営判断能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、広範な視点から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

本庄滋明氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしております。なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏が選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

候補者番号

7

ひ ら や ま け い こ

平山 景子

(1973年4月16日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式の数

普通株式

0 株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月 現、株式会社NTTドコモ入社

2005年2月 現、アマゾンジャパン合同会社入社

2007年5月 現、グーグル合同会社入社

2015年2月 同社ブランドマーケティング統括責任者
(兼)サーチマーケティング統括責任者

2018年5月 Uber Technologies, Inc.入社
日本マーケティング責任者

2018年9月 同社Women of Uber日本リード

2021年3月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社入社
マーケティング&フランチャイズ・ディベロッ
PMENTディレクター

2021年9月 同社マーケティング&フランチャイズ・ディベロッ
PMENTディレクター(兼)Women BERG日本リード

2023年1月 現、株式会社Habitto入社 マーケティングCMO
(兼)広報部門統括責任者

2024年1月 株式会社Blue Blossom創業者
(兼)代表取締役(現任)

2024年3月 当社顧問(現任)

2024年5月 株式会社東京個別指導学院社外取締役(現任)

2025年3月 株式会社ポピンズ社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社Blue Blossom創業者(兼)代表取締役

株式会社東京個別指導学院社外取締役

株式会社ポピンズ社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

平山景子氏は、株式会社NTTドコモ、アマゾンジャパン合同会社など国内外の企業において、マーケティング戦略や各種サービスの企画立案に従事され、その後グーグル合同会社やUber Technologies, Inc.、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社においてマーケティングチームを統括してこられました。

マーケティング戦略と合わせてインクルージョン&ダイバーシティに関する高い見識も有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、独立、公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

平山景子氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしており、同氏が選任された場合、当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西野和美氏、本庄滋明氏及び平山景子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 平山景子氏の戸籍上の氏名は青木景子であります。
4. 当社は、西野和美氏及び本庄滋明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が取締役を選任され就任した場合、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。
- また、平山景子氏が取締役に選任され就任した場合、当社は同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該各候補者との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を、法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定であります。
- 同契約においては、取締役が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合等には補償を受けた費用等を返還させることなどを定める予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその業務遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金等を当該保険契約によって補填することとしております(但し、保険契約に定められた免責事由に該当するものを除きます。)
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額を負担しており、保険期間は1年間で当該期間満了前に取締役会決議のうえ、これを更新する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、指名・報酬委員会の審議を踏まえ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ほ ん じ ょ う し げ あ き 本庄 滋明 (1955年2月13日生)		社 外 独 立				
所有する当社の株式の数		取締役在任年数			当期における取締役会への出席状況	
普通株式 300株		3年			15/15回(100%)	

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	富士通株式会社入社	2006年 6月	同社常務理事(兼)産業・流通ソリューションビジネスグループ副グループ長(兼)ソリューション担当(兼)産業・流通ソリューション本部長
1999年10月	同社システム本部インターネットソリューション推進室担当部長	2008年 6月	同社顧問
2000年 4月	同社システム本部コンサルティング事業部コンサルティング部長	2008年 6月	株式会社富士通ビジネスシステム常務取締役
2003年 4月	同社コンサルティング事業本部プロジェクト統括部長(産業担当)(兼)ソフトウェア事業本部プロジェクトA-XMLプロジェクト員	2009年 6月	株式会社富士通総研常務取締役
2004年 6月	同社コンサルティング事業本部副本部長	2010年 6月	同社取締役(兼)執行役員専務
2005年 6月	同社産業・流通ソリューション本部長	2012年 6月	同社代表取締役社長
		2018年 4月	同社常任顧問
		2019年 3月	同社常任顧問退任
		2022年 6月	当社取締役(現任)

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

本庄滋明氏は、富士通株式会社において、システム開発に関するコンサルティング事業に従事され、その後グループ会社の社長として企業経営に携わってこられました。

大手システム開発ベンダーの業務執行責任者としての豊富な経験に基づく経営判断能力を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、引き続き補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

本庄滋明氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 本庄滋明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 本庄滋明氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
- なお、本庄滋明氏は、第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
3. 当社は、本庄滋明氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結又は継続する予定であります。
4. 当社は、本庄滋明氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を、法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定であります。
- 同契約においては、取締役が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合等には、補償を受けた費用等を返還させることなどを定める予定です。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその業務遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金等を当該保険契約によって補填することとしております(但し、保険契約に定められた免責事由に該当するものを除きます。)
- 本庄滋明氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
- なお、当該保険契約の保険料は当社が全額を負担しており、保険期間は1年間で当該期間満了前に取締役会決議のうえ、これを更新する予定であります。

(ご参考)

- ・取締役会が取締役(監査等委員である取締役を除く。・監査等委員である取締役候補の指名を行うにあたっての方針
 1. 当社の取締役会は、当社の事業内容、規模、経営環境等を考慮のうえ、取締役会の機能の発揮に貢献できる知識・経験と資質を有する取締役で構成し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性及び適正規模の両立を図ることを基本方針とする。
 2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の指名にあたっては、社内取締役については、当社の業務に関する高度な専門知識を有し、かつ経営判断能力及び経営執行能力に優れていることを要件とする。また社外取締役については、豊富な企業経営経験、又はリテール金融、経済、企業経営、法務、財務、会計等の専門知識、又はその他企業経営を取り巻く事象に深い知見を有すること等を要件とする。
 3. 監査等委員である取締役候補者については、公正かつ客観的立場から業務執行状況を監査するのに必要な、事業知見、財務・会計、ガバナンス、リスク管理、法務、コンプライアンス等に関する知識・経験を有すること等を要件とする。
 4. 取締役会のスキルセットはスキルマトリックスに記載し、偏りのない人材を取締役候補者として指名するよう努める。
 5. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の選任は、上記2. を踏まえ、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会にて審議のうえ、監査等委員会の審議を経て取締役社長が取締役会に提案し、取締役会が候補者を決定する。
 6. 監査等委員である取締役候補者の選任は、上記3. を踏まえ、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会にて審議のうえ、監査等委員会の同意を経て取締役社長が取締役会に提案し、取締役会が候補者を決定する。
- ・社外取締役の独立性に関する判断基準
当社では、社外取締役が独立性を有すると判断する際には、次のいずれにも該当しないことを要件とする。
 1. 現在及び最近10年間のいずれかの時期において、当社又は当社の親会社、兄弟会社、子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人(以下、「業務執行者」という)及び親会社の業務執行者でない取締役
 2. 当社又は当社の子会社(以下、「当社グループ」という)の取引先のうち、直近3事業年度のいずれかにおける年間取引額が当社の連結売上高(※)又は当該取引先の連結売上高の2%を超える企業等の現在及び最近3年間の業務執行者
(※)連結売上高: 当社の場合、連結営業収益
 3. 当社グループが借入れを行っている金融機関のうち、その借入金残高が直近の事業年度末において当社の連結総資産若しくは連結調達残高の2%又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関の業務執行者
 4. 直近の当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主(当該株主が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する業務執行者又は業務を執行する社員若しくは理事その他これらに準じる者をいう)
 5. 当社グループから役員報酬以外に金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士の専門家において、当該財産を得ている者が個人の場合には、直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体の場合には、当該団体の直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上又は当該団体の連結総売上高の2%以上のいずれか高い金額を得ている者
 6. 当社グループから過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている者(その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者をいう)
 7. その他、当社の一般株主との間で、上記各号にて考慮されている事由以外の理由で恒常的に実質的な利益相反の生じるおそれがあると当社が判断した者
 8. 次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる者(使用人のうち、重要ではない者を除く)の近親者(配偶者又は二親等以内の親族)
 - (1) 上記1. から7. までの掲げる者
 - (2) 当社グループの業務執行者及び業務執行者でない取締役

コーポレート・ガバナンス

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】

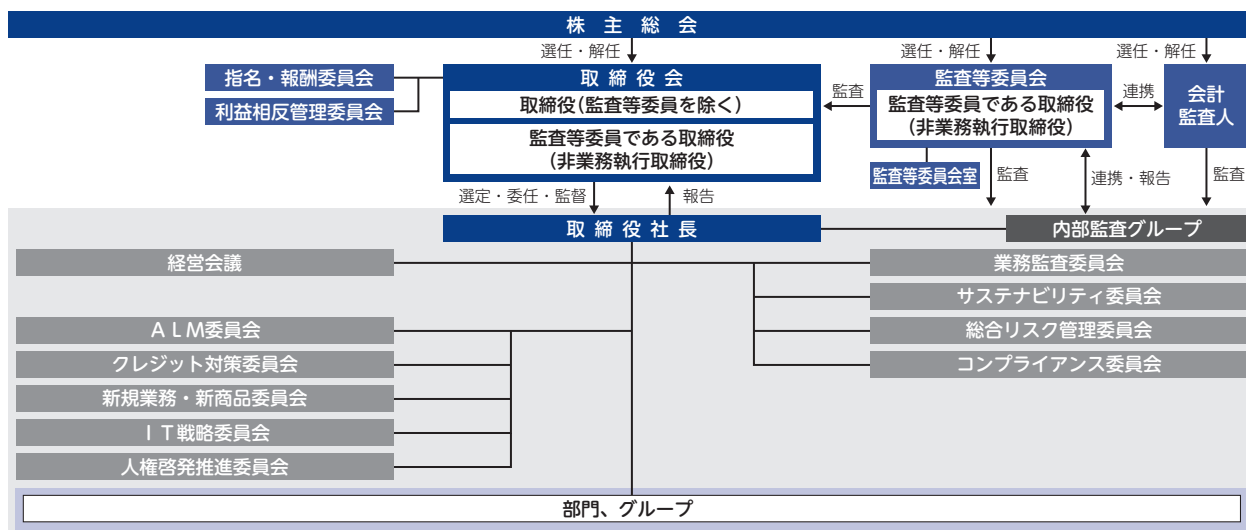
当社は、「理念」及び「オリコがめざすサステナビリティ」を踏まえ、お客さまをはじめ株主・投資家・取引先・地域社会・従業員といった様々なステークホルダーから信頼されるパートナーとして、持続可能な社会の実現と中長期的な企業価値の向上をめざしています。

このためには、経営の透明性やステークホルダーに対する公正性を確保し、かつ、迅速・果断な意思決定が重要であると考えており、当社の経営環境を踏まえたコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

【コーポレート・ガバナンスに関する基本方針】

1. 当社は、株主の権利を尊重し株主が適切に権利の行使ができる環境の整備と株主の平等性を確保するための適切な対応を行います。
2. 当社は、社会的責任の重要性を認識し、株主以外のステークホルダーとの適切な協働に取り組みます。
3. 当社は、財務情報や非財務情報について法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組めます。
4. 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた役割・責務を適切に果たします。
5. 当社は、経営戦略及び財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、IR活動の充実に図り、株主・投資家等からの信頼と評価を得ることをめざします。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る業務執行組織の概要は以下のとおりであります。



(ご参考)

取締役会及び各委員会の独立社外取締役構成比

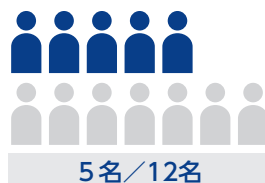
■：独立社外取締役 ■：社内取締役

2025年3月31日現在

取締役会

独立社外取締役比率

42%



監査等委員会

独立社外取締役比率

75%



指名・報酬委員会

独立社外取締役比率

67%



利益相反管理委員会

独立社外取締役比率

67%



取締役会スキル・マトリックス

当社の取締役会が備えるべきスキル

当社は、取締役会による戦略策定と監督機能を重視し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性及び適正規模の両立を図っています。

また、中期経営計画で掲げている「オリコならではの金融モデルの確立」、すなわち「マテリアリティ(重要課題)解決を起点とした、オリコの代名詞となる競争優位性のある事業基盤の確立」を実現すべく、当社取締役会が備えるべきスキルを以下8項目としています。

①企業経営②サステナビリティ③事業知見④財務・会計⑤ガバナンス・リスク管理・法務・コンプライアンス⑥人財・組織⑦デジタル⑧マーケティング

第3号議案が承認可決された後の取締役の構成

●：男性 ○：女性

			性別	在任 年数	独立 社外	①企業 経営	②サス テナビ リティ	③事業 知見	④財務 ・会計	⑤ガバ ナンス ・リス ク管理 ・法務 ・コン プライ アンス	⑥人財 ・組織	⑦デジ タル	⑧マー ケティ ング
取締役	社内	飯盛 徹夫	●	5年		○	○	○	○	○	○		○
		梅宮 真	●	1年		○	○	○	○	○	○	○	
		松岡 英行	●	0年			○	○		○	○		
		馬場 一晃	●	0年			○	○	○	○			
	社外	西野 和美	○	6年	○		○				○		○
		本庄 滋明	●	3年	○		○			○		○	
		平山 景子	○	0年	○		○				○	○	○
取締役(監査等委員)	社内	深澤 雄二	●	6年※			○	○	○	○			
	社外	櫻井 祐記	●	9年※	○	○	○		○	○	○		○
		松井 巖	●	8年※	○		○			○	○		
		小笠原由佳	○	1年	○		○		○				○

※監査役と取締役(監査等委員)の在任年数を合算しております。

※上記の一覧表は、各氏の有する全てのスキル・経験を表すものではありません。

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の業績

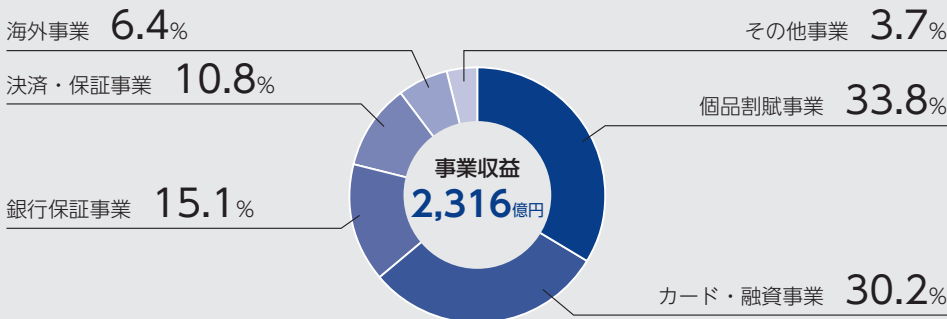
営業収益 **2,452** 億円
前期比 7.1%増加 ↗

営業利益 **123** 億円
前期比 23.4%減少 ↘

経常利益 **123** 億円
前期比 23.4%減少 ↘

親会社株主に帰属
する当期純利益 **139** 億円
前期比 10.9%増加 ↗

事業収益構成比



当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加等を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、景気の先行きは、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、関税引き上げ等、米国の政策運営による各国経済への影響が懸念されており、依然として不透明な状況が続いております。また、金融市場の変動等には十分注意する必要があるものと認識しております。

このような状況のなか、中期経営計画最終年度となる2025年3月期につきましても、「Transformation Now! “お客さま起点で価値を創造する新時代の金融サービスグループへ”」をスローガンに掲げ、4つの事業戦略①重点市場の深耕と新規事業の探索②顧客ニーズを起点としたマーケットイン型営業の確立③異業種・先端企業との協働による新たなサービスの創出④プロセスイノベーションの深掘)に基づくアプローチを徹底してまいりました。

厳しい経営環境を踏まえ、リスクリターン、コストリターンに基づく事業ポートフォリオ運営の更なる高度化を図り、金利上昇等、環境が変化するなかでも持続的な成長軌道を確立するための強固な収益基盤の構築に努めてまいりましたが、前中期経営計画における経営目標(経常利益、ROE、営業収益一般経費率)についてはいずれも未達となりました。主な要因として、重点市場と位置付けた海外事業における貸倒関係費の増大や、事業構造改革の遅れにより収益力低下に歯止めをかけることができないなかで、金利上昇という逆風が影響したことがあげられます。

一方で、「グリーン」「デジタル」「オープンイノベーション」を切り口とした社会課題解決に繋がる有望なサービスの萌芽が見られます。具体的には、性能規定と信を活用したデジタルカードやデジタル分割払いに加え、オープンイノベーションを活用したアカツローンやOBS(Orico Business Payment for SME)など、社会課題解決に寄与する新商品・サービスをリリースいたしました。更に、株式会社みずほ銀行との連携に加え、独自の経済圏を有するイオンフィナンシャルサービス株式会社、楽天グループ株式会社等との提携・協業関係を相次いで構築しております。今後、こうした新商品・サービスの拡大や独自経済圏を根子に事業基盤を拡充させてまいります。

経営基盤、財務規律の面では、2022年6月にこれまでの監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役会における独立社外取締役の比率も3分の1以上に引き上げ、ガバナンス体制の一層の充実を図りました。また、新たな理念を策定するとともに、サステナビリティを経営の上位概念に位置付けて取組を強化した結果、脱炭素に向けた取組と開示が評価され企業の環境や気候変動対策への取組を評価する国際的なNGOであるCDPから、全世界の回答企業の上位2%であるAリスト企業として認定されました。加えて、サステナブル投資のファンドや他の金融商品の作成・評価に広く利用されているESG指数への組入れも果たしております。具体的には、FTSEの世界的なESG指数シリーズであるFTSE 4 Good Developed Index及びFTSE 4 Good Japan Indexの2銘柄、並びにGPIFが採用するESG指数6銘柄のうち5銘柄に組入れをされております。

人財戦略においては、めざす姿として「会社と社員が互いに成長できるWin-Winな関係構築を通じた社員エンゲージメントの最大化」掲げ、オリコで働くすべての社員が仕事を通じて“自分らしく活躍できる”会社に向けて「自律的なキャリア形成支援」「ミッションを軸とした人事制度」「働きやすい環境の整備」を軸に人事制度を見直し、望まない転居転勤の廃止やジョブポスティングの導入を行っております。また、財務規律においては、外部格付が「A+」まで上昇したことにより資金調達基盤が安定いたしました。

当期の業績につきましても、以下のとおりであります。

営業収益につきましては、重点領域である決済・保証事業等の伸長に加え、連結子会社化した3社(株式会社オリコオートリース、株式会社オリコビジネスリース、株式会社オリコプロダクトファイナンス)の収益貢献により、2,452億円(前年差162億円増加)となりました。

なお、事業別の詳細につきましては「各事業の状況」に記載しております。

営業費用につきましては、連結子会社化した3社の影響による一般経費の増加や金利上昇影響による金融費用の増加を主因に2,329億円(前年差199億円増加)となりました。

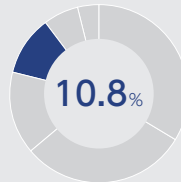
以上の結果、経常利益は123億円(前年差37億円減少)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましても、特別利益の計上により139億円(前年差13億円増加)となりました。

なお、当期における普通株式の期末配当金につきましては、期初配当予想のとおり1株当たり40円とさせていただきます。

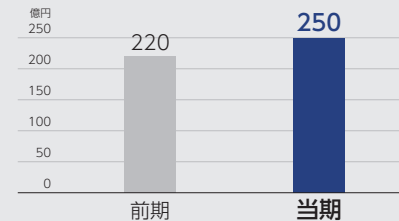
次に各事業の状況をご報告申し上げます。

決済・保証事業

■ 事業収益構成比



■ 事業収益



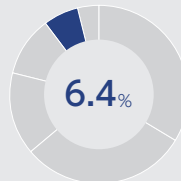
決済・保証事業につきまして、家賃決済保証や売掛金決済保証が伸長したことにより、取扱高は前年差で増加しました。

家賃決済保証では、単身世帯数の増加等により市場は拡大傾向にあるなか、電子申込による利便性向上等が貢献しました。売掛金決済保証では、既存加盟店の取扱高伸長に加え、株式会社みずほ銀行との連携強化により新規提携社数も順調に拡大しました。

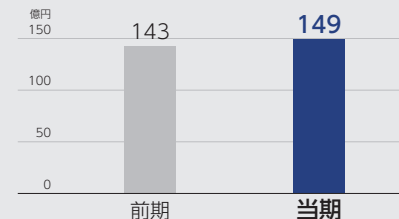
この結果、決済・保証事業の事業収益は、250億円(前年比13.8%増加)となりました。

海外事業

■ 事業収益構成比



■ 事業収益

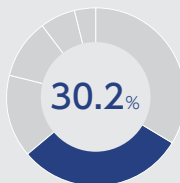


海外事業につきまして、海外子会社3社合計の取扱高は、タイ子会社の取扱高減少を主因に、前年差で減少しましたが、インドネシア子会社の商品構成の変化等により、事業収益は増加しました。タイやインドネシアでの長引く国内経済の低迷により厳しい事業環境が継続しておりますが、引続き回収体制の強化や与信基準の厳格化による良質債権の積み上げに努めるとともに、ガバナンス体制の徹底的な強化を図ってまいります。

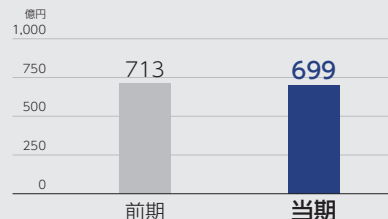
この結果、海外事業の事業収益は、149億円(前年比4.0%増加)となりました。

カード・ 融資事業

■ 事業収益構成比



■ 事業収益

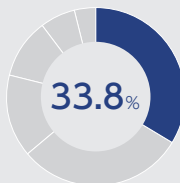


カード・融資事業につきまして、カードショッピングの取扱高は、キャッシュレス決済が浸透し、市場が拡大傾向にあるなか、大型提携先での利用が好調に推移したことにより、前年差で増加しました。融資残高は、新規取扱いが減少したこと等により、前年差で減少となりました。

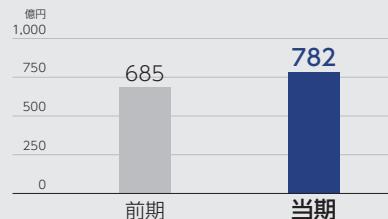
この結果、カードショッピングの事業収益は535億円(前年比0.2%増加)、融資の事業収益は163億円(前年比8.1%減少)となり、カード・融資事業全体の事業収益といたしましては、699億円(前年比1.9%減少)となりました。

個品 割賦事業

■ 事業収益構成比



■ 事業収益

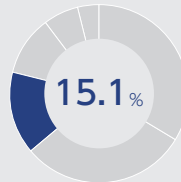


個品割賦事業につきまして、オートローン及びショッピングクレジットの取扱高は、株式会社オリコプロダクトファイナンスの連結子会社化により、前年差で増加しました。なお、株式会社オリコプロダクトファイナンスについては、連結化効果を高めるべくPMIを加速し、安定的に収益を上げられる事業構造への転換をめざしてまいります。

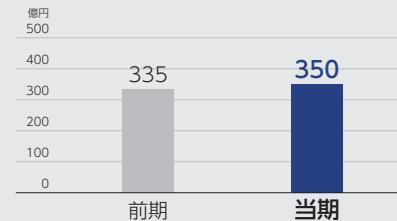
この結果、個品割賦事業の事業収益は、782億円(前年比14.1%増加)となりました。

銀行 保証事業

■ 事業収益構成比



■ 事業収益



銀行保証事業につきましては、地域の課題に応じた金融商品・サービスの提供に取り組んでおり、証書貸付における取扱高の順調な拡大を背景に、保証残高は前期末から増加しました。

この結果、銀行保証事業の事業収益は、350億円(前年比4.5%増加)となりました。

今後とも株主の皆さまのご期待に応えられるよう企業価値の向上に努めてまいります。

(2) 設備投資等の状況

当期におきまして当社が実施した設備投資並びに設備の除却及び売却のうち、主なものは、以下のとおりであります。

① 主要な設備投資

中期経営計画に沿って、業務の効率化や新商品開発を目的としたシステム等に投資を行いました。この結果、当期のシステム投資額は111億円に達しました。

② 主要な設備の除却及び売却

記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当期の借入金は2,981億円減少し、当期末での借入残高は1兆4,575億円(うち短期借入金1,933億円、長期借入金1兆2,642億円)となりました。

また、コマーシャル・ペーパーにつきましても568億円減少し、期末残高は3,107億円となりました。

なお、債権流動化により調達した資金は2兆404億円であります。

また、以下のとおり、社債の発行によって総額550億円を調達し、当期末の発行残高は2,500億円となりました。

発行銘柄	発行日	発行総額	償還期日
第37回国内公募無担保社債	2024年7月19日	170億円	2027年7月16日
第38回国内公募無担保社債	2024年7月19日	230億円	2029年7月19日
第39回国内公募無担保社債	2024年12月2日	150億円	2029年11月30日

(4) 対処すべき課題

当社は、前中期経営計画よりサステナビリティを経営の上位概念として位置づけ社会価値と企業価値の両立をめざすとともに、コストリターン、リスクリターンをベースとする事業ポートフォリオ運営を本格的に導入し、経営基盤・財務基盤の強化に努めてまいりました。しかしながら、重点市場と位置付けた海外においては延滞債権の増加により戦略の転換を余儀なくされたことに加え、個品割賦を中心とした事業構造改革は道半ばであり、継続して取組を進める必要があります。

一方で、デジタルの活用による生産性向上や、新たな商品サービス・ソリューション(ワケタラ、OBS、アカツローン等)の開発、更にはイオンフィナンシャルサービス株式会社等との業務提携など、成長に繋がる事業基盤は着実に厚みを増しており、今後は、こうした基盤を確固たるものとし、企業価値向上に繋げていきたいと考えています。

2030年3月期を最終年度とする5ヵ年の中期経営計画策定にあたり、昨年4月に制定した新たな理念(パーパス：その夢の、一步先へ)を踏まえ、10年後のめざす社会、めざす姿を再定義しました。

新中期経営計画期間における当社グループを取り巻く経営環境については、少子高齢化、金利ある世界への回帰、デジタル化・キャッシュレス化の進展、所有から利用へ流れが加速するなど、大きな転換点を迎えています。とりわけ、生成AIを中心としたテクノロジーの急速な進展により、現時点では想像できないインフラ・サービスの登場などのゲームチェンジが起こりつつあると想定されます。

これらを踏まえ、当社グループの強みであるこれまで紡いできた英知と信頼の証である審査・回収などの与信の力とAIなどのテクノロジーをかけあわせ、様々なお客さまに安全・安心・便利な金融サービスを提供することで、社会課題や金融ニーズに応えていき、新たな金融シーンを創出していきたいと考えています。

10年後のめざす姿

「与信 X テクノロジー」で新たな金融シーンを創りだす先進企業 ～お客さまの笑顔と豊かな未来のために～

※「X」＝かけあわせることでのイノベーションとトランスフォーメーションのエックスの両義的な意味

10年後のめざす社会・めざす姿を実現するために、優先的に取り組むべき重要課題としてマテリアリティの見直しを行いました。当社グループの商品やサービス等を含むあらゆる戦略の根幹を成す位置づけにあり、「何のためにその事業を行うのか」「商品・サービスを開発・販売するのか」「その施策を行うのか」を、マテリアリティ起点で決定します。

テクノロジーの進展により、決済手段の多様化とキャッシュレス化が進行していますが、不正や金融犯罪の問題も深刻化しています。お客さまが安全・安心かつ利便性高くキャッシュレスサービスを利用できる環境を整えることは、リテール金融事業者としての当社グループの最重要課題です。また、日本の企業の99%を占める中小企業においても、キャッシュレス化や業務効率化のニーズが高まっています。

今後、ますます社会経済状況が複雑化し、価値観やライフスタイルも変化するなかで、お客さまが自分らしい生活を築くための多様な商品やサービスのニーズが一層高まると考えられます。また、社会構造の変化に伴い、フリーランスや在留外国人、高齢者、単身世帯、スタートアップ事業者など、お客さまの属性も多様化する見込みです。ニーズや属性が多様化していくなかで、生活を支える金融サービスを皆さまがより便利に利用できるようにすることは、当社グループにとって重要な使命であり、社会全体の活力を高めるためにも欠かせません。

上記を踏まえ、新たな4つの成長牽引マテリアリティと2つの経営基盤マテリアリティを定めました。なお、マテリアリティの見直しの過程においては、内外の有識者との議論及び経営会議・取締役会における複数回の議論を重ねております。

【成長牽引マテリアリティ】

①個人や中小企業にとって安全・安心・便利な「キャッシュレス社会」実現への貢献

キャッシュレスの進展に伴う不正の増加・巧妙化は重要な社会課題です。中小企業DX支援(企業間決済、売掛金決済保証等)の領域は、人手不足等社会課題の解決にもつながる取組であり、企業価値と社会価値の両立を図るうえで極めて重要と判断しました。

②お客さま一人ひとりのニーズを捉えた新たな顧客体験価値の創造

今後10年の間に、お客さまの属性・ライフスタイル・価値観が一段と多様化すると見込まれ、当社グループは分割払いや決済保証などの領域で貢献することが求められています。多様なニーズを先取りした新たな金融サービスの提供は、当社グループのみならず社会全体の活力を高めるうえで特に重要と判断しました。

③地域経済活性化への貢献

地域経済活性化は、当社グループ及び加盟店・提携先金融機関等ビジネスパートナーの商圈の維持・拡大において重要です。ビジネスパートナーと連携し地域の個人・中小企業に円滑な金融を提供し、販路拡大や労働力不足対応にも貢献することはめざす社会実現のうえで不可欠と整理したため、マテリアリティとしました。

④循環型社会・脱炭素化実現への貢献

セカンドハンドやリユース等のマーケットでプレゼンスを有する当社グループに対し、ビジネスを通じた循環型社会実現へのステークホルダーの期待値は潜在的に高いと整理しました。所有から利用への価値観の変化等を先取りした新たなサービスの提供は事業面でも重要であります。

【経営基盤マテリアリティ】

①イノベーションを後押しするインクルージョン&ダイバーシティの推進

インクルージョンこそイノベーションの源泉と当社グループでは位置づけ、多様な属性・バックグラウンド・強みを有する役職員が、多様な外部のステークホルダーと連携し、自ら挑戦のうえイノベーションを起こせる組織となっていくことを当社グループは志向しています。経営基盤強化・事業面の成功の必須条件と位置づけており、マテリアリティとしました。

②コーポレートガバナンス・リスクマネジメント

強みである与信力(審査・オペレーション・回収含む)の担保及び強化と、グループ経営高度化等ガバナンス強化は事業成功の前提となる重要課題と認識しています。

新中期経営計画においては、足元の課題を踏まえつつ、10年後のめざす姿「与信 X テクノロジーで新たな金融シーンを創りだす先進企業」からバックキャスティングし、「オリコならではの金融モデルの確立」を最終年度の到達点として決めました。

オリコならではの金融モデルの確立

マテリアリティ(重要課題)解決を起点にオリコの代名詞となる競争優位性のある事業領域を確立

◆従来型の信販モデルから発展的に脱却 ⇒ 真にお客さまを軸とした事業モデルへの転換を実現(お客さまに選ばれ続ける企業へ)

◆オリコの強み(=紡いできた英知と信頼)である与信・回収・オペレーション等をテクノロジーの力で磨きをかけ競争優位の源泉として確立

新中期経営計画の期間は5年間とし、前半3年間で、早期に事業構造改革を完遂し、捻出された経営資源を成長領域に振り向け、分割払い・企業間決済・個人向けリース等、前中期経営計画の成果を活かして、競争優位性のある事業の基盤固めをしたうえで、後半2年間では、市場シェアの拡大・収益獲得を加速化し、新中期経営計画の期間中、早期にPBR1倍超を実現してまいります。

この実現に向けて、経営目標と4つの事業戦略・4つの経営基盤戦略を策定いたしました。

【経営目標】

PBR1倍超を実現するために、以下の財務上の経営目標を定めました。

項 目	2028年3月期	2030年3月期
経常利益	250億円超	500億円超
ROE	7.5%以上	12%以上
営業収益一般経費率	60%未満	50%台前半

【事業戦略】

①事業構造改革の完遂

- ・前中期経営計画からの継続課題である事業構造改革や海外事業の抜本的見直しを含め、不採算分野の縮退、事業効率化、経営資源の再配分を通じ、事業ポートフォリオの再構築を早期に完遂

- ・リアルとデジタルのタッチポイント最適化と営業のやり方／型づくり等を含めたマーケットインの営業改革を实践

②新たな体験価値提供を通じたお客さまとのエンゲージメント強化

- ・マテリアリティに掲げる新たな顧客体験価値の創造に向けて、eオリコを入口としてお客さまに新たな体験価値を提供し、ロイヤリティやエンゲージメントを高めることで、当社グループ独自のネットワーク経済圏を構築(お客さまから選ばれ続ける企業へ)
- ・リスクベースドプライシング導入等も含め、与信・回収・オペレーションの更なるレベルアップを通じたお客さまの獲得とリテインを促進

③中小企業等への信用供与・生産性向上支援

- ・安全・安心で利便性の高い「キャッシュレス社会」実現へ貢献するため、法人与信モデル高度化を梃子にした信用供与拡大に加え、キャッシュレス等のDX支援を拡充(地域経済、ひいては日本全体の経済活性化にも貢献)

④サーキュラーエコノミー市場の深耕

- ・循環型社会・脱炭素化の実現へ貢献するため、リユースやリサイクルに対する意識の高まりと所有から利用への潮流を捉え、リテール領域での資源循環市場を深掘

※株式会社みずほ銀行との連携に加え、大手事業者等の提携・協業を梃子に独自経済圏を深耕し、②③④をスケールリング

【経営基盤戦略】 事業戦略を推進するうえで不可欠な経営基盤を重点的に強化

①デジタル／AI利活用の徹底拡充

- ・強みである与信・回収・オペレーションを更にレベルアップするとともに、組織全体の生産性向上やマーケティング・商品開発力を高めるべくデジタル及びAIの組織ケイパビリティを強化

②コーポレート・ガバナンス／リスク管理／ALMのレベルアップ

- ・国内外の子会社管理を含めたグループガバナンスの実効性向上に加え、与信モデルやRAFの高度化、金利環境に応じた対応力の強化

③人的資本経営／人財戦略の更なる進化と働き方変革

- ・『個』が成長・協働し、変革・改善を起こす人材集団を形成。多様な人材が最大のパフォーマンスを発揮する基盤を構築

④「新たな金融シーンを創り出す先進企業」の実現に向けたカルチャー変革

- ・理念の共感・実践を軸に、インナーブランディング、組織開発、BPX(ビジネスプロセストランスフォーメーション)・AIX(AIトランスフォーメーション)等様々な取組を通じ、めざす姿にふさわしい企業カルチャーへ変革

【資本政策】

「財務健全性、成長投資、株主還元の最適なバランスを実現」することを資本政策の基本方針とし、株主還元については「配当を基本に実施」することとしております。

配当政策については、「累進配当を基本とし、連結配当性向30%から40%を目安に実施」することといたします。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日本債権回収株式会社	700百万円	100.00%	債権管理回収
株式会社オリコフォレントインシュア	391百万円	100.00%	家賃決済保証
株式会社オリコプロダクトファイナンス	9,910百万円	100.00%	ショッピングクレジット オートローン
株式会社オリコオートリース	240百万円	65.93%	オートリース
株式会社オリコビジネスリース	240百万円	80.00%	小口リース
Orico Auto Leasing (Thailand) Ltd.	1,587百万タイバーツ	100.00%	オートローン
Orico Auto Finance Philippines Inc.	600百万フィリピンペソ	100.00%	オートローン
PT Orico Balimor Finance	149,165百万インドネシアルピア	51.00%	オートローン

(注) 上記重要な子会社を含め連結子会社の数は18社、持分法適用関連会社の数は4社であります。

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループの主要事業は、決済・保証事業、海外事業、カード・融資事業、個品割賦事業、銀行保証事業であり、その他の事業として債権管理回収業や信販周辺の受託業務等、お客さまのニーズに応じた幅広いサービスの提供を行っております。

(7) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

【本 社】東京都千代田区麹町5丁目2番地1

【営業店】

地域区分	主な営業店	店舗数合計
北海道 地 区	札幌支店 ほか	3
東 北 地 区	仙台支店、郡山支店、盛岡支店 ほか	10
関 東 地 区	新宿支店、横浜支店、千葉支店、群馬支店、さいたま支店、宇都宮支店、水戸支店 ほか	35
中 部 地 区	名古屋支店、新潟支店、静岡支店 ほか	17
近 畿 地 区	大阪支店、神戸支店、京都支店 ほか	13
中 国 地 区	広島支店、岡山支店 ほか	9
四 国 地 区	松山支店、高松支店 ほか	4
九 州 地 区	福岡支店、熊本支店、沖縄支店 ほか	14
合 計		105

② 重要な子会社の主要な営業所

会社名	本社所在地	主な営業拠点
日本債権回収株式会社	東京都千代田区	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡
株式会社オリコフォレントインシュア	東京都港区	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、沖縄
株式会社オリコプロダクトファイナンス	東京都千代田区	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、沖縄 ほか
株式会社オリコオートリース	東京都台東区	東京
株式会社オリコビジネスリース	東京都台東区	東京
Orico Auto Leasing (Thailand) Ltd.	タイ バンコク	バンコク、チョンブリー ほか
Orico Auto Finance Philippines Inc.	フィリピン マニラ	マニラ
PT Orico Balimor Finance	インドネシア ジャカルタ	ジャカルタ、ジョクジャカルタ ほか

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

普通株式 182,500,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 171,882,620株 (自己株式21,321株を含む)
(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は、250株増加しております。

(3) 株主数

普通株式 34,609名

(4) 大株主の状況

普通株式の所有株式数

株主名	持株数	持株比率
株式会社みずほ銀行	83,640千株	48.66%
伊藤忠商事株式会社	18,124千株	10.54%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,609千株	5.00%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,211千株	3.03%
中央日本土地建物株式会社	1,917千株	1.11%
JPモルガン証券株式会社	1,836千株	1.06%
東京センチュリー株式会社	1,536千株	0.89%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,179千株	0.68%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	1,153千株	0.67%
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	917千株	0.53%

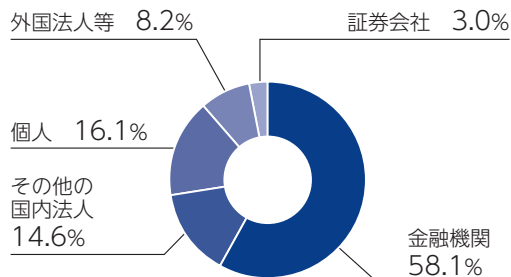
(注) 持株比率は自己株式 (普通株式21,321株) を控除して計算しております。なお、自己株式には当社の株式給付信託 (BBT-RS) において株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式654千株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に対し交付した株式の状況

株式数	交付対象者数
92,762株	7名

(注) 1. 上記は、当事業年度中に退任した取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) 及び報酬制度の改定に伴い旧制度において付与されていたポイント分に対して交付した株式を記載しております。
2. 当事業年度は取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対してのみ株式を交付しております。

■ 株式の所有者別分布状況 (普通株式)



3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (兼)会長執行役員	河 野 雅 明	株式会社神戸製鋼所社外取締役(監査等委員)
代表取締役社長 (兼)社長執行役員	飯 盛 徹 夫	
代表取締役副社長 (兼)副社長執行役員	梅 宮 真	企画グループ管掌 (兼)財務・経理グループ管掌
取締役 (兼)専務執行役員	中 西 真	ビジネスプロモーション部門管掌 (兼)法人ソリューション部門管掌 (兼)業務統括部担当
取締役 (兼)常務執行役員	樋 口 千 春	内部監査グループ長
取締役	水 野 哲 朗	株式会社オリコプロダクトファイナンス 取締役会長
取締役	西 野 和 美	一橋大学副学長、経営管理研究科教授 古河機械金属株式会社社外取締役 独立行政法人中小企業基盤整備機構監事
取締役	本 庄 滋 明	
取締役(常勤監査等委員)	深 澤 雄 二	
取締役(監査等委員)	櫻 井 祐 記	富国生命保険相互会社常勤顧問 株式会社アドバンスクリエイト社外取締役
取締役(監査等委員)	松 井 巖	八重洲総合法律事務所所属弁護士 長瀬産業株式会社社外監査役 東鉄工業株式会社社外監査役 グロースライド株式会社社外取締役(監査等委員) 株式会社電通グループ社外取締役
取締役(監査等委員)	小 笠 原 由 佳	株式会社藤村総合研究所取締役 日清食品ホールディングス株式会社社外取締役 Rennovater株式会社社外監査役 株式会社RYODEN社外取締役

- (注) 1. 取締役西野和美及び本庄滋明、取締役(監査等委員)櫻井祐記、松井巖及び小笠原由佳の各氏は、社外取締役であります。なお、当社は、各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
3. 取締役(常勤監査等委員)深澤雄二氏は、長年にわたりメガバンク及び当社に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)櫻井祐記氏は、生命保険会社において財務企画部門の業務執行責任者及び取締役を務め、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役(監査等委員)小笠原由佳氏は、銀行に在籍した経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役(監査等委員)小笠原由佳氏の戸籍上の氏名は藤村由佳であります。
7. 株式会社オリコプロダクトファイナンスは、当社の完全子会社であり、当社と同一の部類に属する事業を行っております。

8. 2025年4月1日付で取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況は、以下のとおり変更となっております。

氏 名	変更前	変更後
河 野 雅 明	取締役会長(兼)会長執行役員	取締役
飯 盛 徹 夫	代表取締役社長(兼)社長執行役員	代表取締役会長(兼)会長執行役員
梅 宮 真	代表取締役副社長 (兼)副社長執行役員企画グループ管掌 (兼)財務・経理グループ管掌	代表取締役社長(兼)社長執行役員

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位及び担当並びに重要な兼職の状況
大 庫 直 樹	2024年6月25日	任期満了	取締役(監査等委員) ルートエフ株式会社代表取締役 ルートエフ・データム株式会社代表取締役 株式会社T&Dホールディングス社外取締役
渡 辺 一 郎	2024年11月15日	辞任	代表取締役(兼)専務執行役員 内部監査グループ長
中 西 真	2025年3月31日	辞任	取締役(兼)専務執行役員 ビジネスプロモーション部門管掌 (兼)法人ソリューション部門管掌 (兼)業務統括部担当
樋 口 千 春	2025年3月31日	辞任	取締役(兼)常務執行役員 内部監査グループ長

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(4) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役河野雅明、飯盛徹夫、梅宮真、水野哲朗、西野和美、本庄滋明、深澤雄二、櫻井祐記、松井巖、小笠原由佳の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

なお、2024年6月25日をもって退任いたしました取締役大庫直樹氏及び2024年11月15日をもって辞任いたしました取締役渡辺一郎氏並びに2025年3月31日をもって辞任いたしました取締役中西真氏、樋口千春氏とも同様の補償契約を締結しておりました。

但し、取締役が自己もしくは第三者の不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合等には補償を受けた費用等を返還させることなどを条件としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因し保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害等を補填することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が故意に違法な行為を行った場合や私的な利益などを違法に受けた場合等は補填の対象としないこととしております。

なお、一部の子会社においては、当該保険契約の対象です。

(6) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬		非業績連動報酬	
			賞 与	株式報酬	株式報酬	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	252百万円 (22百万円)	191百万円 (21百万円)	33百万円 (-)	27百万円 (-)	1百万円 (1百万円)	9名 (2名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	66百万円 (39百万円)	62百万円 (37百万円)	-	-	4百万円 (2百万円)	5名 (4名)
合 計 (うち社外取締役)	318百万円 (61百万円)	253百万円 (58百万円)	33百万円 (-)	27百万円 (-)	5百万円 (3百万円)	14名 (6名)

(注) 1. 上表には、2024年6月25日をもって退任した社外取締役(監査等委員) 1名及び2024年11月15日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。

2. 上記の業績連動報酬の対象となる役員の員数は、取締役7名(社外取締役を除く。)となります。なお、2017年6月27日開催の第57期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」の導入が決議され、併せて株式報酬型ストックオプションに関する報酬枠を廃止し、同日以降、取締役に對し、新たにストックオプションの付与は行っておりません。

また、2024年6月25日開催の第64期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」から株式報酬制度「株式給付信託(BBT-RS)」への改定が決議されております。

3. 業績連動報酬として、後記②「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおり、現金報酬及び株式報酬で構成しております。業績連動報酬の額の算定方法は、全社業績及び個人業績により変動するといふものであり、具体的には役位別に定める基準額に全社業績及び個人業績に係る評価に応じて0%～150%の範囲で変動する支給率を乗じて当該報酬額を決定しております。算定の基礎として選定した全社業績に係る指標には、事業の稼ぐ力を端的に表す連結経常利益等を採用しております。なお、当事業年度の連結経常利益等の実績は、第65期連結計算書類に記載のとおりです。

4. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2022年6月24日開催の第62期定時株主総会において、年額450百万円以内(うち社外取締役50百万円以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は8名(うち社外取締役2名)です。

また、取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2022年6月24日開催の第62期定時株主総会において、年額120百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は5名(うち社外取締役3名)です。

上記報酬限度額のほか、2024年6月25日開催の第64期定時株主総会において、株式報酬制度「株式給付信託(BBT-RS)」として、取締役及び執行役員に對し、902百万円(うち、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)分として310百万円、監査等委員である取締役分として30百万円、監査等委員以外の社外取締役分として12百万円)(3

事業年度ごと)を上限とした信託への拠出が決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は9名(うち社外取締役2名)、取締役(監査等委員)の員数は4名(うち社外取締役3名)です。

5. 当社においては、後記②「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおり、取締役会の委任決議に基づき、取締役社長飯盛徹夫が、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の固定報酬、業績連動報酬及び非業績連動報酬の内容を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の担当部門の業績等について評価を行うには取締役社長が適していると判断したためであります。当該権限が取締役社長によって適切に行使されるよう、後記②「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおり、あらかじめ指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて策定された報酬制度に従って決定することとしており、当該手続を経て取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額の内容が決定されていることから、取締役会はその内容がかかる決定方針に沿うものであると判断しております。
6. 取締役(監査等委員)の個人別の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員全員の協議により決定しております。

② 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本②において同じ。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」という。)を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。当該決定方針の内容は以下のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役(非業務執行取締役及び社外取締役を除く。)の報酬は、中長期的な業績及び企業価値向上に資する健全なインセンティブとして機能するよう、その役割と責任に応じた役位別定額の固定報酬と、会社等の業績に応じて支給額が変動する業績連動報酬で構成し、業績連動報酬は、現金報酬と株式報酬で構成します。なお、非業務執行取締役及び社外取締役においてはその職責を考慮し、固定報酬と非業績連動報酬の株式報酬で構成しております。

ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、その役割と責任に応じた役位別定額の固定報酬とし、それを与える時期は在任中の月例としております。

ハ. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の業績連動報酬は、現金報酬及び株式報酬で構成し、非業績連動報酬は、株式報酬のみで構成します。株式報酬は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該株式及び株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度「株式給付信託(BBT-RS)」としております。

業績連動報酬は、全社業績及び個人業績により変動する仕組みであり、具体的には役位別に定める基準額に全社業績及び個人業績に係る評価に応じて0%~150%の範囲で変動する支給率を乗じて当該報酬額を決定しております。また、非業績連動報酬は、役位に応じて定める報酬額としております。

なお、全社業績に係る指標には、連結経常利益等を採用し、計画比及び前年比等を用いて指標に応じた支給率を決定しております。当該指標は、経営目標、ステークホルダーの期待や要請、経済情勢や社会環境などを総合的に勘案し独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の諮問・答申

を踏まえて適宜見直しを行っております。

業績連動報酬のうち、現金報酬を受ける時期は毎年7月から翌6月までの期間を対象とした直後の翌月とします。株式報酬の株式給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、金銭給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。在任中に株式給付を受ける場合は、給付に先立ち譲渡制限契約の締結を行い、退任後当社が定める所定の時期までの間、譲渡等による処分制限を設けております。

なお、株式報酬を受ける権利は、当社関係諸規程等に対する重大な違反等があった場合、在任期間中に一定の非遵行為があった場合等において、取締役会の決定により、給付を受ける権利の全部又は一部を喪失させることがあります。

二. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬と業績連動報酬の割合は役割期待に応じて7：3～6：4、業績連動報酬のうち現金報酬及び株式報酬の割合は、1：1～2：1を目安としております。割合の決定については、ステークホルダーの期待や要請、経済情勢や社会環境等を総合的に勘案し独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて適宜見直しを行うものとしております。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の内容についての決定は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議に基づき取締役社長が委任を受けるものとしております。なお、当該権限が取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役社長は、あらかじめ指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて策定された報酬制度に従って決定するものとしております。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役西野和美氏は、一橋大学の副学長及び一橋大学の教授であります。なお、当社と一橋大学との間には特別な関係はありません。
- 取締役（監査等委員）松井巖氏は、八重洲総合法律事務所所属の弁護士であります。なお、当社と八重洲総合法律事務所との間には特別な関係はありません。
- 取締役（監査等委員）小笠原由佳氏は、株式会社藤村総合研究所の取締役であります。なお、当社と株式会社藤村総合研究所との間には特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役西野和美氏は、古河機械金属株式会社の社外取締役及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の監事であります。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- 取締役（監査等委員）櫻井祐記氏は、富国生命保険相互会社の常勤顧問及び株式会社アドバンスクリエイトの社外取締役であります。なお、富国生命保険相互会社は当社の株主であり、信用保証の提携金融機関という関係にありますが、当社と富国生命保険相互会社との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はな

く、独立役員として適任であると判断しております。また、当社と株式会社アドバンスクリエイトとの間には特別な関係はありません。

- 取締役(監査等委員) 松井巖氏は、長瀬産業株式会社及び東鉄工業株式会社の社外監査役、グローブライド株式会社の社外取締役(監査等委員)並びに株式会社電通グループの社外取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- 取締役(監査等委員) 小笠原由佳氏は、日清食品ホールディングス株式会社及び株式会社RYODENの社外取締役並びにRennovater株式会社の社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

地 位	氏 名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	活動状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	西 野 和 美	14回／15回	－	大学院教授として長年に亘る経営学の調査・研究で培った実績及び企業経営に関する高い見識に基づき、独立・公正な立場から、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現のため、適宜必要な発言を行っております。新事業創出やイノベーション等の分野に関する審議について積極的に意見を述べられ、取締役に求められる役割を果たしております。
取 締 役	本 庄 滋 明	15回／15回	－	システム開発ベンダーの業務執行責任者及び同社グループ会社社長として培った知見・企業経営経験に基づき、独立・公正な立場から、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現のため、適宜必要な発言を行っております。特にシステム分野に関する審議について積極的に意見を述べられ、取締役に求められる役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	櫻 井 祐 記	15回／15回	29回／29回	生命保険会社における財務企画部門の取締役、業務執行責任者及び同社グループ会社社長として培った知見・企業経営経験に基づき、客観的な視点から、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言・提言を行っており、監査等委員である取締役に求められる役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	松 井 巖	14回／15回	27回／29回	法曹界における豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な視点から、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言・提言を行っており、監査等委員である取締役に求められる役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	小 笠 原 由 佳	11回／12回	21回／22回	国際金融業務、民間公益活動、海外支援業務、社会へのインパクト投資等の業務で培った知見に基づき、経営及びコンサルティング分野における豊富な経験と多様な知見を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言を行っており、監査等委員である取締役に求められる役割を果たしております。

(注) 取締役小笠原由佳氏は、2024年6月就任以降の状況を記載しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年 3月31日)

(単位：百万円 未満切り捨て)

区 分	金 額
(資産の部)	
流動資産	
現金及び預金	216,805
受取手形及び売掛金	588
割賦売掛金	1,373,091
資産流動化受益債権	715,677
リース債権及びリース投資資産	288,081
短期貸付金	55
その他	125,544
貸倒引当金	△135,216
流動資産合計	2,584,626
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	18,930
機械装置及び運搬具	143
土地	60,127
リース資産	731
建設仮勘定	1,651
その他	5,333
有形固定資産合計	86,917
無形固定資産	
のれん	4,247
その他	83,837
無形固定資産合計	88,085
投資その他の資産	
投資有価証券	21,921
長期貸付金	10,601
従業員に対する長期貸付金	9
退職給付に係る資産	23,681
繰延税金資産	33,359
その他	31,802
投資その他の資産合計	121,376
固定資産合計	296,379
繰延資産	
社債発行費	691
繰延資産合計	691
資産合計	2,881,698

区 分	金 額
(負債の部)	
流動負債	
支払手形及び買掛金	168,282
短期借入金	193,396
1年内償還予定の社債	40,000
1年内返済予定の長期借入金	400,720
1年内返済予定の債権流動化借入金	19,351
コマーシャル・ペーパー	310,700
リース債務	368
未払法人税等	4,095
預り金	201,715
賞与引当金	4,247
役員賞与引当金	164
役員株式給付引当金	97
ポイント引当金	1,635
債務保証損失引当金	2,809
割賦利益繰延	68,049
その他	30,029
流動負債合計	1,445,661
固定負債	
社債	210,000
長期借入金	863,482
債権流動化借入金	94,334
リース債務	517
役員退職慰労引当金	32
役員株式給付引当金	69
ポイント引当金	3,407
利息返還損失引当金	9,569
退職給付に係る負債	880
その他	7,184
固定負債合計	1,189,477
負債合計	2,635,138
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	150,075
資本剰余金	932
利益剰余金	79,912
自己株式	△794
株主資本合計	230,126
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	469
繰延ヘッジ損益	△553
為替換算調整勘定	1,083
退職給付に係る調整累計額	8,202
その他の包括利益累計額合計	9,201
新株予約権	7
非支配株主持分	7,223
純資産合計	246,559
負債純資産合計	2,881,698

連結損益計算書 (自 2024年 4月 1 日 至 2025年 3月31日)

(単位：百万円 未満切り捨て)

区 分	金 額	
営業収益		
事業収益		231,645
金融収益		
受取利息及び受取配当金	368	
その他の金融収益	852	1,220
その他の営業収益		12,404
営業収益合計		245,270
営業費用		
販売費及び一般管理費		207,030
金融費用		
支払利息	20,417	
その他の金融費用	916	21,333
その他の営業費用		4,562
営業費用合計		232,926
営業利益		12,344
経常利益		12,344
特別利益		
投資有価証券売却益	1,644	
退職給付制度改定益	9,434	
退職給付信託返還益	705	11,785
特別損失		
有形固定資産除却損	13	
ソフトウェア除却損	155	
投資有価証券売却損	1	
組織再編関連費用	166	
投資有価証券評価損	666	1,004
税金等調整前当期純利益		23,124
法人税、住民税及び事業税	5,309	
法人税等調整額	4,322	9,631
当期純利益		13,493
非支配株主に帰属する当期純損失		△450
親会社株主に帰属する当期純利益		13,943

計算書類

貸借対照表 (2025年 3月31日)

(単位：百万円 未満切り捨て)

区 分	金 額
(資産の部)	
流動資産	
現金及び預金	204,270
割賦売掛金	960,789
資産流動化受益債権	588,500
信用保証信託受益権	829
短期貸付金	55
関係会社短期貸付金	315,263
前払費用	3,005
未収収益	3,213
立替金	18,078
その他	65,165
貸倒引当金	△107,654
流動資産合計	2,051,518
固定資産	
有形固定資産	
建物	16,802
構築物	62
工具、器具及び備品	1,273
土地	57,339
リース資産	674
建設仮勘定	1,651
その他	0
有形固定資産合計	77,804
無形固定資産	
電話加入権	744
施設利用権	10
ソフトウェア	77,903
無形固定資産合計	78,657
投資その他の資産	
投資有価証券	8,285
関係会社株式	31,911
出資金	406
長期貸付金	10,601
従業員に対する長期貸付金	9
関係会社長期貸付金	87,850
長期前払費用	4,678
前払年金費用	15,102
繰延税金資産	25,061
敷金	3,534
その他	3,604
投資その他の資産合計	191,046
固定資産合計	347,508
繰延資産	
社債発行費	691
繰延資産合計	691
資産合計	2,399,718

区 分	金 額
(負債の部)	
流動負債	
支払手形	13,757
買掛金	146,336
短期借入金	51,525
1年内償還予定の社債	40,000
1年内返済予定の長期借入金	367,740
コマーシャル・ペーパー	238,700
リース債務	311
未払金	11,390
未払費用	1,322
未払法人税等	758
預り金	200,907
前受収益	1,631
賞与引当金	3,079
役員賞与引当金	119
役員株式給付引当金	97
ポイント引当金	1,635
債務保証損失引当金	3,323
割賦利益繰延	36,762
その他	73
流動負債合計	1,119,471
固定負債	
社債	210,000
長期借入金	840,172
債権流動化借入金	10,601
リース債務	431
退職給付引当金	6
役員株式給付引当金	69
ポイント引当金	3,407
利息返還損失引当金	9,569
長期預り保証金	4,824
その他	394
固定負債合計	1,079,476
負債合計	2,198,948
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	150,075
資本剰余金	
資本準備金	910
資本剰余金合計	910
利益剰余金	
利益準備金	4,572
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	45,609
利益剰余金合計	50,182
自己株式	△780
株主資本合計	200,388
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	462
繰延ヘッジ損益	△88
評価・換算差額等合計	374
新株予約権	7
純資産合計	200,770
負債純資産合計	2,399,718

損益計算書(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円 未満切り捨て)

区 分	金 額	
営業収益		
事業収益		
決済・保証	8,069	
カード・融資	69,984	
個品割賦	58,898	
銀行保証	35,021	
その他	4,262	176,235
金融収益		
受取利息	247	
その他の金融収益	2,380	2,627
その他の営業収益		4,742
営業収益合計		183,605
営業費用		
販売費及び一般管理費		159,120
金融費用		
支払利息	11,346	
社債利息	1,563	
社債発行費償却	260	
その他の金融費用	629	13,799
その他の営業費用		1,667
営業費用合計		174,587
営業利益		9,017
経常利益		9,017
特別利益		
投資有価証券売却益	1,644	
退職給付制度改定益	9,434	
退職給付信託返還益	705	11,785
特別損失		
有形固定資産除却損	13	
投資有価証券売却損	1	
ソフトウェア除却損	12	
投資有価証券評価損	666	
関係会社株式評価損	312	1,006
税引前当期純利益		19,796
法人税、住民税及び事業税	433	
法人税等調整額	4,347	4,781
当期純利益		15,014

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社オリエントコーポレーション
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保暢子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川敬

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オリエントコーポレーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に關して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社オリエントコーポレーション
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 暢 子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オリエントコーポレーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準等に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該取締役会決議に基づく内部統制システムの構築及び運用についても、経営環境の変化等に応じ、継続的に見直し、改善が行われており、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

株式会社オリエントコーポレーション 監査等委員会

常勤監査等委員	深澤雄二	㊞
監査等委員	櫻井祐記	㊞
監査等委員	松井巖	㊞
監査等委員	藤村由佳	㊞

(注) 1. 監査等委員櫻井祐記及び松井巖並びに藤村由佳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2. 監査等委員藤村由佳は、小笠原由佳の戸籍上の氏名であります。

以上

株主総会会場 ご案内図

会 場	東京都千代田区麹町 5 丁目 2 番地 1		
	当社本社 3 階大会議室	電話	(03) 5877-1111
交 通	鉄 道	JR四ツ谷駅(麹町口)より徒歩 5 分	
	地下鉄	東京メトロ丸ノ内線、南北線四ツ谷駅(赤坂口)より徒歩 5 分	
		東京メトロ有楽町線麹町駅(2 番出口)より徒歩 5 分	

お願い

当会場には駐車場の用意が
ございませんので、お車で
ご来場はご遠慮くださいま
すよう、お願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。